

承認第 8 号

日出町税条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

1 専決事項

日出町税条例の一部を改正する条例

2 専決年月日

令和 2 年 4 月 30 日

日出町税条例の一部を改正する条例について

日出町税条例の一部を改正する条例を公布することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年 4 月 30 日

日出町長 本 田 博 文

日出町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 4 月 3 0 日

日出町長 本 田 博 文

日出町条例第 2 5 号

日出町税条例の一部を改正する条例

日出町税条例（昭和 2 9 年日出町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 0 条中「法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 6 1 条又は第 6 2 条」を、「又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 6 1 条若しくは第 6 2 条」を加える。

附則第 1 0 条の 2 第 2 4 項中「をいう」の次に「。第 2 7 項において同じ」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 7 法附則第 6 2 条に規定する市町村の条例で定める割合は、零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零）とする。

附則第 1 5 条の 2 中「令和 2 年 9 月 3 0 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第 2 3 条 第 9 条第 7 項の規定は法附則第 5 9 条第 3 項において準用する法第

- 1 5条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。
- 2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。